

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく

ヤマニ屋物流サービス株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 4月 1日～ 2030年 3月 31日までの 5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率30%以上

女性社員・・・取得率80%以上

<対策>

- 2025年4月～ 育児介護休業法の改正社内通知
- 2026年4月～ 管理者を対象とした育児休業取得状況報告と研修会の実施
- 2027年4月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を毎月30時間未満とする。

<対策>

- 2025年4月～ 所定外労働時間外の現状把握と分析
- 2025年7月～ 各職場における業務体制の見直し
- 2026年4月～ 管理職を対象とした法令理解を深める研修会の実施
- 2027年4月～ 各職場の所定外労働時間の見える化及び問題点の分析

目標3：若年者に対するインターンシップ等の就業体験機械の提供

<対策>

- 2025年6月～ 職場見学の機会を年1回以上設ける
- 2026年6月～ 短期インターンシップの計画策定
- 2027年4月～ 年5日以上の短期インターンシップの計画策定